

# 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

＜非自動継続型＞

## 1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

## 2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B. 預金口座に振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（期間）に応じて、巻末の解約利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 3. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付隨的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。

(2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・

備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

この他、「定期預金共通規定」をご参照ください。

以上